

# 外為法に基づく対内投資審査制度の近況

## — 直近の政省令改正およびアニュアルレポートの発行について

国際局調査課投資企画審査室 課長補佐 中村 優志・須納瀬 史也

国際局調査課投資企画審査室 国際係長 宮島 優一郎

### はじめに

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している。こうした中、安全保障の裾野が経済領域に拡大するのに伴い、国の安全等に係る産業の生産基盤及び技術基盤や技術・情報、国の安全等のために必要なサービス等の安定供給の重要性が拡大しており、それらの流出・毀損防止措置を講じることが、我が国の安全保障上、極めて重要な課題となっている。

対内直接投資等の文脈においても、外国投資家が株主権限等を背景に投資先の本邦企業から技術・情報を流出させるおそれや、国の安全等に係る産業やサービス等の毀損のおそれが顕在化するなど、経済安全保障上の懸念が高まっている。

こうした時流に早急に対応するため、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における対内直接投資等に関する手続等を定めた「対内直接投資等に関する政令」及び主務省令、告示の一部を改正し、2025年4月4日に公布、同年5月19日に施行されることとなった。本記事では、政省令改正の内容について紹介するとともに、安全保障に関する当局の取組の説明および透明性確保のために昨年初めて公表した投資審査制度にかかるアニュアルレポートの内容についても触れたい。<sup>\*1</sup>

### 1.1 現行制度の概要と課題

外為法では、対外取引自由を原則としつつ、外国投資家が行う対内直接投資等のうち、国の安全等の観点から指定されている業種（指定業種）に係る一定の種類の取引や行為について事前届出を求め、審査するこ

ととしている。

当該制度の目的は、対内直接投資等を介し、国の安全等に係る産業の生産基盤及び技術基盤の維持や技術・情報の流出の阻止、必要な財・サービスの安定的な供給の維持に影響を及ぼすおそれのある場合に勧告・命令等の措置を講ずることによって国の安全等を確保することにある。これにより「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」という法目的を達成するものである。

事前届出がなされた後は、国の安全等の観点から審査を行い、国の安全等に係る投資等に該当すると認める場合には、所定の手続を経た上で、対象となる投資等について、内容変更や中止の勧告・命令を発令する。また、当該勧告・命令に違反する場合には、株式売却等の措置命令を発令することが可能となっている。

なお、当該制度では、健全な経済活動を促進する観点から、外国投資家が発行会社の秘密技術関連情報にアクセスしないことや役員に就任しないこと、事業の譲渡・廃止を株主総会に提案しないこと等の基準（免除基準）を遵守する場合には、一定の投資について事前届出の免除が認められ得る。ただし、この免除制度の適用関係については、投資家の属性と投資先業種の属性との組合せで適否が分類される。例えば、外国金融機関はすべての指定業種に係る対内直接投資等で免除制度が利用できる（包括免除）。その他の一般投資家については、指定業種のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きい業種として指定される特定業種（いわゆるコア業種）への投資等について、議決権等の取得比率が10%以上となる場合には免除の利用ができない他、10%未満であっても、上記の免除基準に要件を上乗せした基準を遵守しない

\*1) 本稿のうち、意見にわたる部分は個人の見解であり、組織を代表するものではない。

限り事前届出の免除が認められていない。コア業種に該当しない指定業種については、外国金融機関と同様の免除基準を遵守すれば免除利用が可能となっている（一般免除）。\*2

また、外国政府等（中央政府や地方政府、中央銀行、政党等）やこれに支配される国有企業等は、通常の投資家と比較して経済安全保障上のリスクが高いことから、すべての指定業種に係る対内直接投資等で免除制度の利用を認めていない。

冒頭に記載したとおり、外国投資家が投資を介して本邦企業から技術・情報を流出させるおそれや、国の安全等に係る産業やサービス等の毀損のおそれが顕在化するなど、経済安全保障上の懸念が高まっている。こうした中、典型的に外国政府等と同様のリスクを有するにもかかわらず、事前届出免除制度の利用が可能な投資家類型に該当することで、当局の事前審査を経ることなく投資を行い、情報を流出させる者が存在する可能性がある。これに対応するため、免除制度の適

用関係について見直しを行った。

## 1.2 改正の概要

外国政府等と同様のリスクを有する投資家として、外国の法令や外国政府との契約等により、当該外国政府等による情報収集活動（≒インテリジェンス活動）に協力する法的義務（以下「情報収集義務」という。）を負う個人又は法人その他の団体（以下「組織」という。）が想定される。このような個人又は組織による対内直接投資等は、軍事転用の可能性がある技術や、我が国の基幹インフラの安定稼働に係る機微情報の流出又は毀損により国の安全等に懸念を生じさせるリスクという点において、外国政府等による対内直接投資等と同様に評価できる。これを踏まえ、情報収集義務を負う個人又は組織（以下「情報収集義務者」という。）及び情報収集義務者が議決権数や役員数等を一定程度占有することにより支配を受ける組織を「特定外国投資家」として、事前届出免除制度の利用につい

図1 事前届出免除制度（改正前）

- ・ 指定業種への投資については原則、審査付事前届出を求めつつ、健全な投資を阻害しないよう、**経営に関与しない等の一定の基準を満たす場合には、投資家属性等に応じ、以下のとおり審査付事前届出の免除が利用可能。**
- ・ **外国金融機関**：コア業種を含むすべての指定業種に対する投資について、審査付事前届出の免除が利用可能。
- ・ **一般投資家、認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）等**
  - － コア業種を除く指定業種について、審査付事前届出の免除が利用可能。
  - － コア業種に対する投資については、**10%未満の株式取得等で、取締役会等の重要な意思決定に関与しない等の上乗せ免除基準を遵守する場合**に限り審査付事前届出の免除が利用可能。
- ・ **外国政府・国有企業等**：すべての指定業種について、審査付事前届出の免除は利用不可。

要。上場株の1%以上の取得の場合に事前届出が必	上場株の場合	外国金融機関 （※ 外国の業法等の法令に基づき当局の監督を受ける金融機関）	一般投資家 認証SWF等	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等
	非指定業種	規制対象外		
	コア以外の指定業種	免除基準を遵守する場合、 事前届出免除が利用可能		審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種	(10%未満) 免除基準+上乗せ免除基準を遵守する場合、事前届出免除が利用可能	(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	

\*2) なお、非上場株式の場合、コア業種に係る株式取得については、投資家の属性に依らずすべての投資家が事前届出を義務付けられている。

て外国政府等と同様の制限を課す。

加えて、更に間接的なカテゴリーとして、例えば組織自身に対し情報収集義務が課されていないと、外国政府等がその意思決定に影響を及ぼす蓋然性等から「特定外国投資家に準ずる者」についても、リスクの度合いに応じ、一部の投資（「特定コア事業者」に対する投資）等について免除制度の利用を制限する。

なお、外国金融機関については、現行制度上コア業種を含むすべての指定業種について、免除基準を遵守する場合には事前届出が免除されることとなっているが、今般改正により、上記「特定外国投資家」又は「特定外国投資家に準ずる者」に該当することとなる外国金融機関については、包括免除の対象外とする（すなわち、特定外国投資家又は特定外国投資家に準ずる者としての規制に服することとなる）。

### 1.3 各論

#### (1) 特定外国投資家

##### ア 情報収集活動に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体

我が国の安全保障に関する情報を外国政府等に示す

よう、当該外国の法令や外国政府等との間の契約により義務付けられた個人や法人その他の団体（情報収集義務者）を「特定外国投資家」とし、従来の制度における外国政府等や国有企業と同様に、すべての指定業種への投資等に事前届出を義務付ける。

なお、情報収集義務とは、国家の情報収集活動に対し一般的・恒常的に協力する義務であり、例えば犯罪捜査等につき個別事案ごとに刑事司法当局から協力を求められた際や、金融機関が監督当局に対し金融監督上必要な情報を提出することが法定されていること等により、直接・間接の開示義務を負うような場合は含まれない。また、情報収集活動に協力する義務であっても、国の安全等に係る情報の収集がその対象から除かれている場合には、「特定外国投資家」の対象外としている。

##### イ 情報収集義務者の被支配企業等

従前の制度において、国有企業のような「外国政府等の被支配組織」については、外国政府等の直接的な支配により強い影響を受けているため、外国政府等と同様、すべての指定業種に係る投資等について免除制

図2 外為法上の対内投資審査制度の概要・補強の必要性

#### 【対内直接投資審査制度の概要】

- 外為法は、対外取引自由を原則としつつ、対外取引に対する必要最小限の管理調整を行う観点から、**外国投資家が国の安全等の観点から指定される一定の業種（指定業種）を営む企業（※）**に対して**対内直接投資を行う場合には、審査付事前届出**を要求。

※ 当該企業のほか、当該企業の子会社が指定業種を営む場合を含む。

- 経済の健全な発展につながる対内直接投資を促進する観点から、**投資家が経営に関与しない等の一定の基準を遵守する場合には、外国政府等による投資を除き、事前届出を免除（事前届出免除制度）**。

#### 【対内直接投資審査制度の補強の必要性】

- 国の安全等を損なうリスクが高いと認められる以下の外国投資について、事前届出免除制度の対象外とする必要
  - ▶ **外国政府との契約や、外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務**が課されている投資家などからの投資
  - ▶ 経済安全保障推進法上の対象事業者のうち、特に外為法による対応の必要性が高い事業者（**「特定社会基盤事業者」であり、かつ「コア業種」に属する事業者**）への一定の投資

※なお、いわゆる「コア業種」については、今般改正により、法令上「特定業種」として規定する。

図3 事前届出免除制度（改正後）

（下線は今回追加）

（上場株の場合）		外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者 （ <u>新カテゴリー</u> ）	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、又は、 <u>特定外国投資家</u>
	非指定業種	規制対象外			
上場株の1%以上の取得の場合に事前届出が必要。	コア以外の 指定業種	従来の免除基準			審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種	(10%未満) 従来の免除基準 + 上乗せ基準 審査付事前届出 ※免除利用不可	(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	(10%未満) + 更なる上乗せ基準を遵守する場合、免除利用可能 (10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	
	特定コア事業者 （ <u>新カテゴリー</u> ）	審査付事前届出 ※免除利用不可			

※非上場株の場合、コア業種に係る株式取得については、従来よりすべての外国投資家に対し事前届出を義務付けている。その他の指定業種に係る株式取得については、上場株の場合と同様、今回改正により、特定外国投資家を事前届出が義務付けられる投資家類型に追加する。

度の利用を認めていない。

これら被支配組織への該当性は、外国政府等による出資比率や役員比率等の基準により判断することとなっている。他方、外国政府等に対する情報収集義務者はリスク上当該外国政府等と同様に評価するという整理によれば、出資比率等を算出する際に当該外国政府等に対する情報収集義務者による影響も合算する必要があるため、以下のとおり規定を改正した。

- ・議決権50%以上を占める組織

外国政府等及び当該外国政府等に対する情報収集義務者が保有する議決権の数が、議決権比率の50%以上を占める組織

- ・黄金株を保有している組織

外国政府等又は当該外国政府等に対する情報収集義務者が拒否権付き種類株式（いわゆる黄金株）を所有している組織

- ・株式又は出資金の50%以上を占める組織

外国政府等、当該外国政府等に対する情報収集義務者及びこれらの者により議決権の50%以上を保有される組織が、株式数、出資額等の比率で50%以上を

占める組織

- ・役員のうち1/3以上を占める組織

役員のうち1/3（又は代表権を有する役員のうち1/3）以上を、外国政府等又は当該外国政府等に対する情報収集義務者が任命・指名した者や、外国政府等又は当該情報収集義務者の役員や使用人、当該外国政府等に対する情報収集義務者である個人が占める組織

- ・議決権行使の指図権限を保有している組織

外国政府等又は当該外国政府等に対する情報収集義務者が、対内直接投資等に係る議決権行使の指図権限を有している組織

なお、「特定外国投資家」については、特定取得（法第26条第3項）における事前届出制度及びその免除制度においても、対内直接投資等と同様のリスクがあることから、同旨の措置を講じる。

## （2）特定外国投資家に準ずる者

典型的に高いリスクを有する者に対応するという改正の趣旨に照らして、規制の潜脱を防止する観点から、形式的には「特定外国投資家」の要件に該当しない投

資家であっても、外国政府等への情報流出の懸念がある投資家については「特定外国投資家に準ずる者」として事前届出免除制度の利用に制限を設ける。

「特定外国投資家に準ずる者」の詳細については、主務省令において以下のとおり定義している。

- ・情報収集義務者が実質的な意思決定を行っている組織
  - ・組織の設立国と異なる国に所在する事務所等において実質的な意思決定を行うことにより、情報収集義務を課す外国の法令等の影響を受ける組織及びその子会社等
  - ・情報収集義務者や国有企業等との契約により外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負う個人又は組織、及び当該個人又は組織との契約により同旨の義務を負う個人又は組織
- 「特定外国投資家に準ずる者」については、外国政府等の関係で直接的に情報収集義務を負っていない。したがって、外国政府等と同様の規制とするのではなく、外為法における対外取引自由の原則を踏まえた「必要最小限」の規制として、新たな投資先類型である「特定コア事業者」（後述）に係る投資について事

前届出を義務付ける。また、特定コア事業者以外のコア業種に係る投資についても、議決権等の取得比率が10%以上となる場合には事前届出を義務付ける。10%未満の投資については免除制度の利用を認めるものの、免除基準及び一般投資家が遵守する「上乗せ基準」に加え、すべての非公開情報にアクセスしないことや、役員だけでなく従業員の派遣や勧誘を行わないといった「更なる上乗せ基準」を遵守することを条件とする。

「特定コア事業者」は、政令において、外為法上のコア業種に属する事業を営む事業者のうち事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものと規定している。具体的な対象は主務省令において「コア業種に属する事業を営む事業者のうち、経済安保推進法における特定社会基盤事業者（基幹インフラ）」としている。例えば、一部の電気通信事業者や発電・ガス事業者、鉄道事業者等がこれに当たることとなる。

また、子会社等が「特定コア事業者」に該当する場合、その親会社に対する投資についても特定コア事業

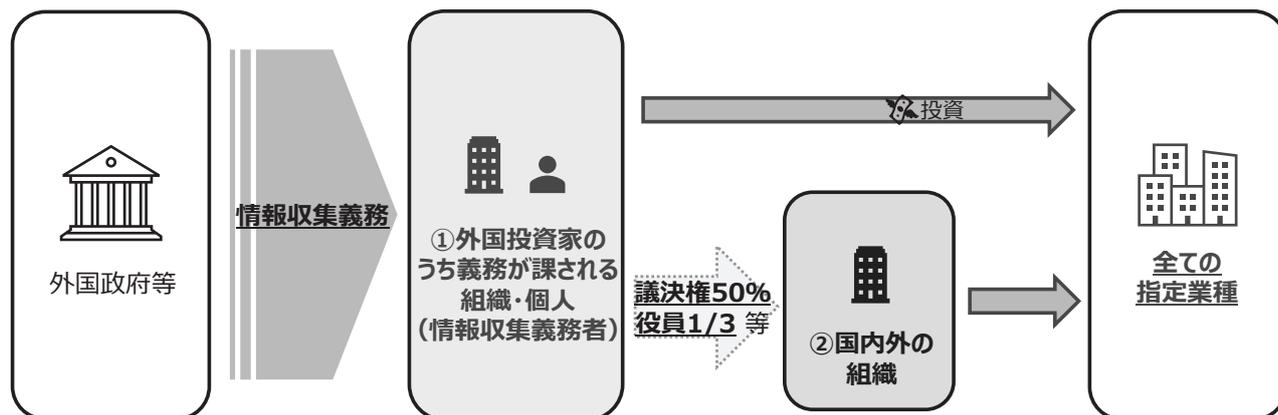
図4 特定外国投資家

### 1 特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する者（情報収集義務者等）を特定外国投資家と定義する。

- ① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、**外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織（法人その他の団体）又は個人**
- ② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織
  - a. 議決権・株式数等の**50%以上**を占める組織
  - b. 役員**の1/3以上**を占める組織 等

→ すべての指定業種に対する投資について、事前届出を義務化（免除利用不可）



者に対する投資と同様の扱いとしなければ、間接的に特定コア事業者の議決権等を取得されることとなるため、「子会社等が特定コア事業者にあたる親会社への投資等」についても規制対象としている。

なお、特定外国投資家については対内直接投資等だけでなく特定取得にも同様の規定を置いたが、特定取得における特定外国投資家に準ずる者及び特定コア事業者の規定の要否については、現行制度においてもすべてのコア業種について事前届出の免除を認めていないことから、今般改正による新たな措置は講じていない。

## 2. 2023年度版「外為法・対内投資審査制度—アニュアルレポート（年次報告書）の刊行について

上述のように、近年の経済安全保障を巡る環境の変化を背景に、対内投資審査制度を効果的に執行し、国の安全を損なうおそれのある投資等への適切な対処が一層重要となっている。他方で、現在、政府としては、世界に開かれた国際金融センターとして日本の地位を確立することを目指しており、取引自由の原則の下、

健全な経済発展に寄与する対日投資を一層促進する必要性との適切なバランスを確保することも重要である。そうした中、投資審査制度に係る透明性の向上や投資家とのコミュニケーション促進のため、2023年度版「外為法・投資審査制度—アニュアルレポート（年次報告書）」（以下「本アニュアルレポート」という。）を2024年9月に公表し、同年11月には英語版も公表した。その構成は4章で構成されており、序章の巻頭言に引き続き、第2章の制度の概要（制度総論）にて、外為法や投資審査制度の概要、投資審査制度の対象となる外国投資家や対内直接投資等の類型、指定業種、事前届出免除制度を俯瞰して、株式取得時の事前届出のフローチャートを提供している。第3章では、対内直接投資審査制度を巡る最近の状況を紹介しており、2023年度の状況、審査・モニタリング体制の強化の状況や国内外関係機関との連携について説明している。また、第4章の制度執行の状況においても定量的データを公表しており、事前届出、平均審査期間、事前届出の取下げ、報告徴求、中止・措置命令、罰則、無届、事前届出免除制度の各件数を公表している。ここでは

図5 特定外国投資家に準ずる者

### 2 特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とする。

- ・ 情報収集義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、
- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、
- ・ 情報収集義務者等（図4①・②）との契約、又は当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

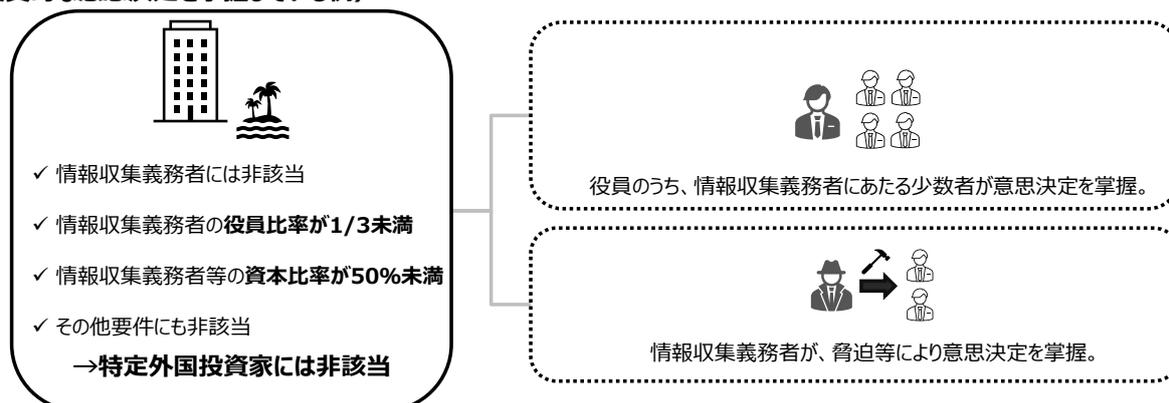
#### → 「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化（免除利用不可）

その他のコア業種に対する投資について、従来の免除基準に更なる上乘せ基準（告示）を追加

##### 更なる上乘せ基準

- ・ コア業種に属する事業に関する非公開情報（発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く）にアクセスしない。
- ・ 発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

##### （実質的な意思決定を掌握している例）



第4章からいくつかデータを紹介したい。

### (1) 事前届出件数の推移

2020年の改正外為法の施行から4年が経過し、制度改正の影響は概ね平準化していると言える。事前届出件数については、2022年度は2,426件であり、2021年の2,859件と比べてやや減少したが、2023年度は過去最高の2,871件となり2021年度実績と概ね同水準となっている。なお、国際的に比較すると、日本の投資審査制度は、対象業種が相対的に広いこと等を理由に、事前届出件数が非常に多くなっている。

### (2) 業種別・国別の内訳

2019年度に追加されたサイバーセキュリティ関連業種が毎年6割前後と最大の割合を占めており、2023年度は58%であった。2023年4月にはサプライチェーン保全等のための業種追加が行われたが、届出のうちこれに該当したのは5%であった。株式取得についての国籍別の内訳については、上位は、日本、米国、英領ケイマン、シンガポールとなっている。なお、一位が日本になっているのは、居住者外国投資家（非

居住者や外国法人に議決権の過半数を保有されている日本の会社等）による届出件数が多いためである。

### (3) 平均審査期間

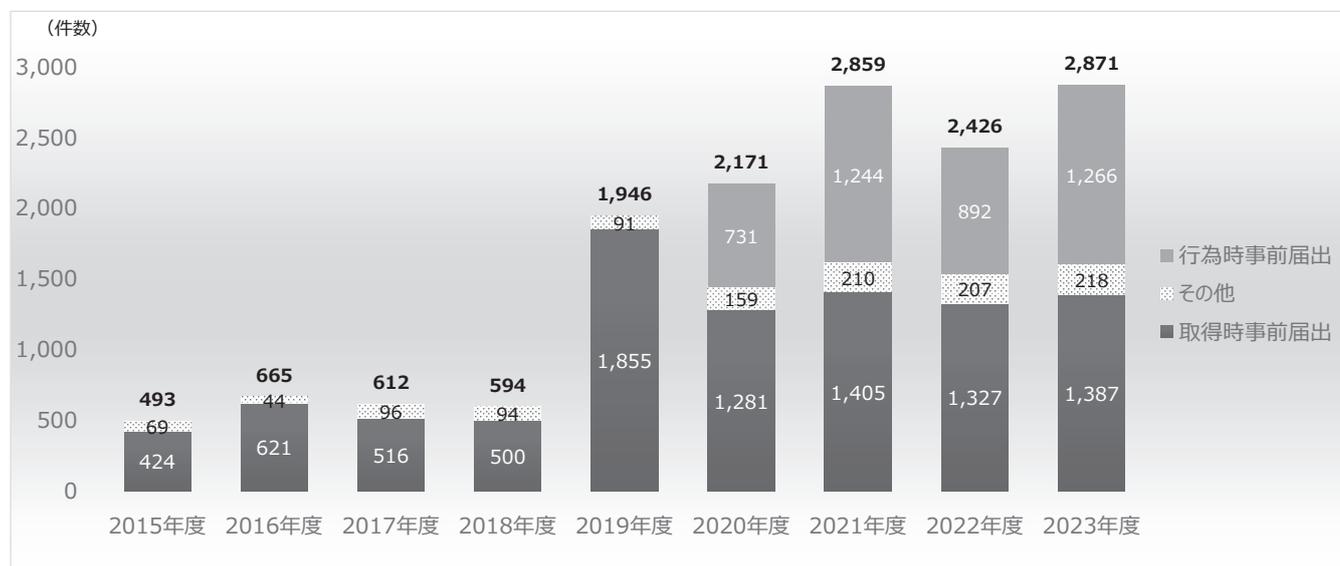
投資審査制度上、審査期間は30暦日とされているが、国の安全等を損なうリスクのない場合には迅速かつ柔軟に審査を終了するよう実務的に対応しており、2023年度の平均審査期間は9.1営業日で、68.3%の事前届出について2週間以内で審査が終了している。

## おわりに

政省令改正や本アニュアルレポート公表の取組を通じて、健全な投資の促進と安全保障の両立を図ってきたい。

図6 事前届出件数の推移

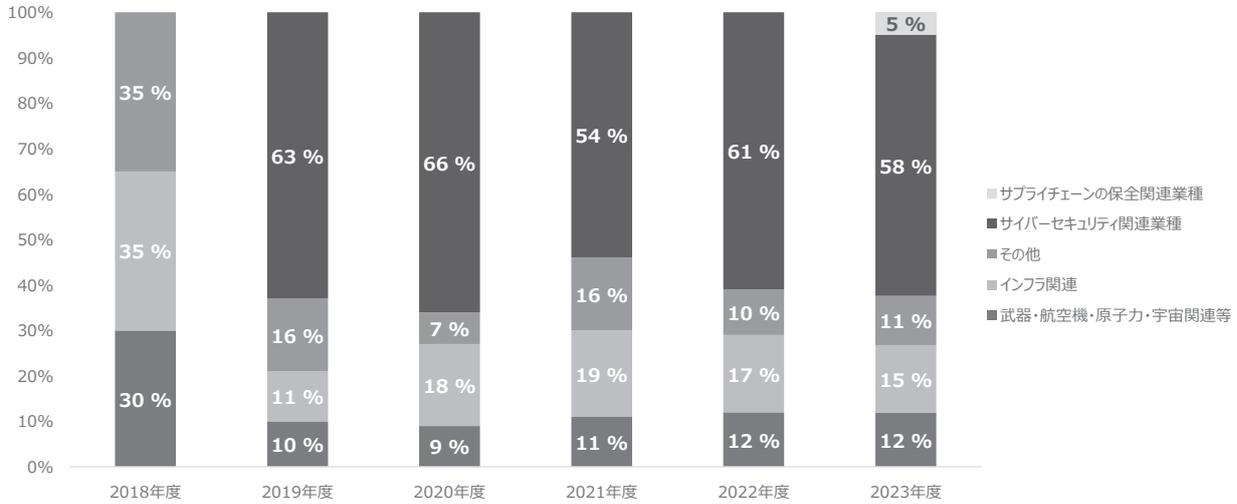
- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2023年度の届出件数は以下の通り。  
（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度以前との単純比較はできない。



（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

図7 業種別の事前届出の割合

- 2023年度も、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が58%と大宗を占めている。



(参考) 外為法上の指定業種の概要

サイバーセキュリティ関連	軍事転用可能な汎用品の製造業	通信業	放送業	航空運輸
武器	重要鉱物に係る金属鉱業等	上水道	旅客運送	海運
航空機	特定離島港湾施設の建設業等	鉄道業	警備業	感染症に対する医薬品に係る製造業
原子力	電力業	石油業	農林水産業	高度管理医療機器に係る製造業
宇宙関連	ガス業	熱供給業	皮革関連	サブプライチェーンの保全関連業種

\*2021年11月に追加  
\*2020年7月に追加  
\*2023年5月に追加

(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。  
(注2) 2019年度以前は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度以降は全ての事前届出の業種別内訳を示す。なお、通信業は2019年度以降サイバーセキュリティ業種に包含。

図8 国籍別の取得時事前届出件数 (2023年度)

- 株式取得は、日本を除けば、米国や英領ケイマン、シンガポールが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	44	406	450
米国	22	250	272
英領ケイマン	3	145	148
シンガポール	38	102	140
香港	5	52	57
韓国	0	36	36
英国	0	30	30
台湾	0	28	28
オランダ	0	23	23
中国	0	22	22
カナダ	13	7	20
英領バージン	3	16	19
フランス	2	17	19
ドイツ	0	18	18
ベトナム	0	13	13
スイス	0	11	11
英領バミューダ	0	9	9
サウジアラビア	8	0	8
オーストラリア	1	7	8
インド	0	7	7
イスラエル	0	4	4
ルクセンブルク	0	3	3
アイルランド	1	2	3
スウェーデン	0	2	2
タイ	0	1	1
その他	8	28	36
合計	148	1239	1387

届出者の国籍が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
米国	6	100	106
日本	16	70	86
シンガポール	0	75	75
英領ケイマン	2	23	25
フランス	0	8	8
ルクセンブルク	0	8	8
デンマーク	0	7	7
ドイツ	2	5	7
中国	0	7	7
香港	0	6	6
韓国	3	3	6
アイルランド	0	5	5
オランダ	3	1	4
オーストラリア	0	4	4
スペイン	0	1	1
その他	3	37	40
該当なし	9	46	55
合計	44	406	450

届出者の国籍が「英領ケイマン」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
英領ケイマン	1	65	66
日本	0	45	45
米国	0	17	17
シンガポール	0	11	11
香港	0	4	4
中国	0	1	1
英領バージン	0	1	1
その他	2	1	3
該当なし	0	0	0
合計	3	145	148

(注1) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。  
(注2) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。  
(注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。